

## 「思想のルール」としての戦争責任論

舟 越 耿 一

はじめに——ラディカル・デモクラシーとは何か（前稿を承けて）

- 一 「思想のルール」としての戦争責任論
- 二 戦争責任論——日本と西ドイツの比較（講義概要）
- 三 受講した学生の意見
- 四 アジアに対する戦争責任
- 五 一人ひとりの日本人の戦争責任
- 六 「戦後生まれの戦争責任」という問題
- 七 アイデンティティをめぐる相克

はじめに——ラディカル・デモクラシーとは何か（前稿<sup>1)</sup>を承けて）

「根もとからの民主主義」は、単純な一つのことを指しているのだという。それは、「思想の私的な根をとおして、国家機構の次々に作りだす既成事実にたいするものでなければ、国家が明白にまちがっていることを決めている場合にもそれをくつがえす行動計画はたてられないだろうということだ<sup>2)</sup>」と。ここでは「行動計画」の具体的な中味とともに、そういうものを「たてられない」ということに重点があると私は思う。つまり「思想の私的な根」にこだわることなくしては、事態の評価に関わるもつとも基本的な判断規準が得られないということである。人は憲法があるというかもしれない。しかし、その憲法が自力でつくったものでないとするればどうか。そうだとすれば、人は、いまこの憲法をつくりあげるしかないということになる。この憲法を、そしてその精神をいま自力でつくるとした時、依拠すべきものは「私」という「日本人」の「思想の私的な根」以外にない、というのが鶴見の言わんとするところであると理解される。そして、「思想の私的な根」を根拠として政治をつくり出すことが「根もとからの民主主義（ラディカル・デモクラシー）」と呼ばれた。

このラディカル・デモクラシーの思想は、それが「自分の思想のルール」でもあるという意味で、民主主義的主体のあり方について語っていることになる。抽象的な近代西欧モデルの万人共通の「個人」から出発しては、その人が生きてきたルーツとしての既成の社会や歴史との対話が等閑に付される。自分の中の伝統的思考や世間のしがらみと対峙し、それを腑分けして、明確な理由をもって捨てるべきを捨て、拾うべきを拾う作業をすることが有効で意味ある自己及び社会の改革につながる。民主主義的主体のあり方をそのようなものとして把えることが肝心な点である。そして民主主義の主体がこのように把えられる時、民主主義の意味も変わらざるをえない。すなわち、民主主義とは、なにか信奉すべ

き理論や観念ではなく、またある特定の政治体制や制度のことでもなく、民衆の自覚的な way of life と同義的なものになる。このような民主主義を一般的に「ラディカル・デモクラシー」と呼ぶとすれば、それは以下の二つの意味でラディカルであることを改めて確認しておきたい。

第一に、民主主義の主体は、民主主義を実現していると称する体制や政府ではなくてあくまでも自己を含む民衆であるということ。民主主義ということばに対する不信や拒否反応は、それを「民主政体」と理解するところに生まれる。そのように理解されると民主主義は、あらゆる支配や統治を正統化する権威主義的概念となり、そのとき民衆は逆にそれに忠誠を尽すべき客体に転落する。確かに、民主主義とは、歴史上登場し現存しているあれこれの個別国家の民主政治以外のものではないという考え方もある。しかし、政治に対するシニシズムやオポチュニズム、また傍観者や観察者たることを拒否し、政治に自ら参加してそれを創造する当事者として自己および民衆を位置づけるならば、「民主主義とは所詮そのようなものだ」と諦観する訳にはいかない。いかに小さな政治であっても、またいかに初歩的な政治参加であっても、その当事者たらんとする者にとっては、その当事者の社会や政治に対する主体性とそれにもとづく実践を根底的に保障する概念として民主主義を考えるべきである。たんに政治的所与を安穩に生きるのではなく、それを変革する能動的な歴史的主体たらんとする限り、民主主義という言葉は依然として鮮烈で豊かなイメージ力をもっていると私は考える。ラディカル・デモクラシーとは、普遍化したことによって墮落せしめられた民主主義をその同じ民主主義という名において民衆を現代に再び復活させる思想であるといえる<sup>3)</sup>。制度論からの民主主義概念の奪取である。

ラディカル・デモクラシーがラディカルである第二の意味は、民主主義ということばを体制や制度から奪取したことによって、民衆の側に既成の体制や政治に対する永続的かつ根源的な批判の地点を確かなものにするということである。民主主義的と称する政府、あるいは民主主義の語源的意味どおりの「民衆の権力」であったとしても、そこには支配者と被治者が生まれ、支配する側の権力としての腐敗がある。したがって民主主義はいかに制度的に充実されることがあっても、制度化されるや否や批判と改革の対象とならざるをえない。民主主義的とされる政府へのあらゆる異議申し立てに正当性が付与される。「成功をかちえた諸制度がいかに民主主義に近づこうと、民主主義そのものは——正義とか平等あるいは自由と同じく——一切の制度を、それが現実のものであれ想像上のものであれ、きびしく測る基準でありつづける。」「ラディカルな民主主義はあらゆる種類の中央集権——カリスマ的、官僚的、軍事、法人、党、組合、テクノクラート——に対する批判そのものなのである。定義すればそれはこうした権力すべてのアンチテーゼである<sup>4)</sup>。」

ラディカル・デモクラシーをこのように理解するからといって、それが常に「反対派」の根拠である訳ではない。いまや誰も民主主義なかんずく民衆が政治主体であることを否定することはできないのであり、政治に対する批判も奨励される時代である。その意味ではラディカル・デモクラシーは正統性そのものである。ただ、「ラディカル」ということばが、民衆の政治主体としての自覚の覚醒をせまることによって民主主義本来のエネルギーを引き出し、その正当な位置に据えるだけである。「ラディカルな民主主義へのよびかけは、何かを根こそぎにするのではなく、民主主義を植え込むことを意味する。根をぬくのではなく根を下すことを求める<sup>5)</sup>。」だから当然、ラディカル・デモクラシーを自覚的な way of

lifeとして生きる民主主義的主体の存在こそがすべての帰趨を決する。その意味で、日常生活における自己をなんら対自化することのないコンフォーミズムはラディカル・デモクラシーの対極にある。ラディカル・デモクラシーは、あるがままの民衆とその生活に価値を仮託するのではなく、自己と社会の因って来たる「私的な根」に鋭敏にこだわり、そこから引き出される判断基準によって即自的な現在を批判し、それから脱却せんとする主体的な民衆の立場である。

民主主義とは、既成の体制や理論の問題ではなく、民衆の自覚的・主体的なway of lifeでなければならないということは、私たち個々に過大な期待や決断を強いるであろうか。しかし「伝統」や現にある憲法や政府が、物言わぬ民衆の生活と安全を保障してくれるというオポチュニズムが成立する何らの根拠もないのである。だとするならば、歴史と社会に対する当事者としての意識をもって民主主義を未来に向けたway of lifeとして生きる、その緊張にたえる以外に私たちにはいかなる途もないのだと言わざるをえない。しかも現代日本で標榜されている民主主義が、輸入されたものであり、未だ与えられた憲法と贈られた自由以上のものでないとするれば、いやそうであるが故に、私たちは、現前する「私」と「日本人」の来し方すなわち「思想の私的な根」にこだわり、そこから出発し、また常にそこに視線をもどす思想的営みを必要不可欠の作業としてやらねばならないのである。「思想の私的な根」にこそ現在を測る尺度があるからである。そしてこのような営為を鶴見は自分の「思想のルール」とよんでいる。

### 一 「思想のルール」としての戦争責任論

では、「思想の私的な根」とは、またそれにこだわる「思想のルール」とは具体的にいかなることを意味しているか。

それは、1945年という転換点とそれ以後の時期にきちんとなされるべきであった、あの侵略戦争を推進し加担した自己と真摯に向きあうということである。すなわち15年戦争の自主的・自発的な点検を行ない、それをアジアに対する侵略戦争と判定した上で、その責任について自己批判をし、償いをし、その過程において新しい戦後の建設にかかるということである。その主体は、個々の日本人であると共に社会総体であり日本国家である。あの不当で破滅的な侵略戦争に敗北した後、私たちにはこの過程が必要不可欠であった。この過程を通っていたならば、あえて「自分の思想のルール」とそれからの逸脱ということが指摘される余地はなかった。

ところが実際には、いずれの主体もそのことを自力でなさず、占領軍とそれに続くアメリカの権力と思想を一挙に安々と受け入れてしまい、「それ以来、私たちは、ふたしかな地盤の上にあたらしいビルをたてて住んでいる<sup>6)</sup>」ことになった。理想、目標、価値観、忠誠対象、思考様式といったことばで表わされる精神領域で、古いものから新しいものへの断絶感や絶望感のない、安易で「すばやい乗り換え」が行われたのであり、新しい理念は放棄された過去の理念とただ入れ替わっただけのことであった。「ある喪失を、再帰された痛みを伴う回想作業によって徐々に耐え、解決することを学ぶ<sup>7)</sup>」という一つの精神過程を集団的にネグレクトした。（「回想作業」ということばは、ドイツ語ではErinnerungsarbeitである。）その後も、侵略戦争を推進・加担し、他民族を抑圧し蹂躪したという過去は徹底的

に黙殺・否認され続けた。それはひとくちで言えば、戦争責任のあいまいな放置・解消ということに尽きる。これが「自分の思想のルール」からの逸脱である。それは日本だけの問題ではなく、西ドイツでも同様であった<sup>9)</sup>。ミッチャーリヒの「悲哀の作業 (Trauerarbeit)」ということばは鶴見俊輔の「思想のルール」ということばと意味するところは同じである。そしていずれも悲哀の能力の喪失や思想のルールからの逸脱という事態が現出したのだった。しかし両国には大きな違いがある。

戦争責任の問題はもう過去の問題であり、いまだにそれに言及することはエキセントリックな言挙げだと考える人には、天皇裕仁の重体・死去の時期における海外の天皇報道<sup>9)</sup>を一瞥されることをすすめる。そこには、多くの日本人が逡巡している天皇裕仁の戦争責任が極めて明瞭に主張されていることは言うに及ばず、戦後日本の戦後処理のあいまいさ、みせかけの謝罪、不道義、不誠実、不信、警戒の念が表明され、旧怨がくすぶっている。「豊かな平和国家日本」の余りにも独善的で不快な真実が映っている。そして「国際化」時代を標榜する日本がいかにかのアジアの孤児、世界の孤児となっているかがわかる。つまり日本の戦争責任に関する限り、負債を負っている方が一方的に忘却しているのであり、債務の履行を催促されるたびに驚き、あるいは反発するという図式になっている。しかし、戦争責任を過去の問題として水に流す権利は、私たちの方にはないのである。同じ問題をかかえているドイツ人の次のような報道に私たちはいかなる反論をなしうるのであろうか。「もし、日本人が当然なされるべき問題提起を自らしないのであれば、その問題提起は外国からなされることになるであろう。もうこれ以上言い逃れはできないのだ。」(「南ドイツ新聞」、1989年1月9日)「日本は未だかつて明らかに自分の過去と向かい合ったことはない。この過去の重要な一部をなす天皇の死は率直な反省のきっかけとはならず、むしろ事態はその逆に進んでいる。」(「シュピーゲル」1988年10月3日)

同じ課題を背負っていたはずのドイツ人が、なぜ日本人のことをこのように言えるのかまた私たちはなぜこのような指摘を受けざるをえないのか。

この問題は、たんに戦前・戦中世代の問題ではない。戦後の日本社会・日本国家が戦争責任と向かい合ってこなかった、と指摘されているのであるから、戦後生まれの世代も「思想のルール」が適用される当事者なのである。

長崎大学教養部では、1980年以来、総合科目のひとつとして「平和講座」が開設され、私は1987年から「戦争責任論——日本と西ドイツの比較」というテーマを担当している。1988年には受講生全員に講義にたいする感想を書いてもらったが、そこにはいくつかの顕著な傾向や論理があった。それを紹介し検討の出発点とするために、まず以下に、その年の私の講義内容の概略を記しておきたい。

## 二 戦争責任論——日本と西ドイツの比較

(講義概要 1988年6月3日・10日)

以下の五つの視点を立てて話す。

- ① 現在の日本(人)にとって戦争責任とはいかなる問題か
- ② それはドイツ人にはどのように映っているか
- ③ 去年一年間(戦後42~43年)に日本のマスコミに登場した内外の戦争責任問題

- ④ 西ドイツにおける戦争責任、戦後責任の現在  
⑤ 再び日本（人）の問題として、何が重要なのか

講義に入る前に、戦争責任の問題は学際的テーマであり、しかも高度に政治的・倫理的な問題であるから、これを簡単に話すことは苦痛である。したがって、この苦痛を受講生も分かち合って欲しい。そして、このテーマが、各人にとってどんな性質の問題なのかノートにとって考えて欲しい、と前置きをする。

① 日本国家も国民も、ホンネのところでは戦争責任をなんら感じていないし、それ故に、戦後43年間、その責任を果たすべき行動をきちんととってこなかったのではないか。戦争責任を引き受けてそれを反省し償いの行動をとることは「戦後責任」と呼ばれているが、そのことばの存在がすでに問題の所在を示している。日本人にあるのは、自分たちは戦争の被害者だったという感覚であって、そもそも戦争責任など念頭にないというのが偽らざる事実ではないか。ヒロシマ・ナガサキの強調はそれ自体は正しい主張であるが、他面で被害者意識を涵養するという面も免れがたい事実ではないか。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」という論理は、核戦争の被害を二度と現出させてはならないという主張のほかに、侵略戦争を繰り返してはならないという主張をどれほど含んでいるか。「日本は原爆二発で戦争責任を免除された」という衝撃的な言い方を聞いたことがあるが、これは言い方がきわめて刺激的であり、たとえば被爆者の苦痛に対する配慮を欠いているということを除けば、日本人の戦争体験認識の一面性の由って来るところを痛烈に言い当てているのではないか。

それでは、日本（人）は1945年に終わった戦争の被害者だったのか、それとも責任を問われるべき加害者＝侵略者だったのか。この講義の1ヶ月前、辞任させられた奥野誠亮国土庁長官は、靖国神社に参拝した日の記者会見以来、数度にわたって、「白色人種がアジアを植民地にしていた。それが、日本だけが悪いとされた。誰が侵略国家か。白色人種だ。なにが、日本が侵略国か、軍国主義国か」「中国に迷惑をかけたことも事実だが、侵略戦争であるかないかと言うと、日本人もたくさん死んでいる。中国人も死んでいる。そのことを考えたら、私は侵略戦争と言いたくない」等の発言をした。この類の発言は多数政党自民党の中から繰り返し出てくるのであるが、問題が顕在化したり、閣僚を辞任させられたりするの、いつも近隣諸国からの反発による。野党や国民による批判は無視される。しかし戦後の日本政府は極東軍事裁判を国際的に承認しているし、72年には日中共同声明で「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な被害を与えていることについての責任を痛感し、深く反省する」と述べている。また「侵略」の文字は教科書にもある。日本が侵略者であり加害者であったことを認めるこのような事例に事欠くことはないのだが、政府の中から奥野発言のようなものが繰り返し登場するという事は、日本人の多数が、タテマエだけで戦争責任を肯定し、ホンネではそれを否定していることを示しているのではないか。そしてホンネのところでは戦争責任を否定しているが故に戦後世代にそれが継承されず、戦争責任に対する無知・無関心が広がり、当然「過去への反省」がなされることもないという現実になっているのではないか。

② ドイツ人には、日本（人）の戦争責任にたいする姿勢はそれからの「逃避」だと見える。「南ドイツ新聞」東京特派員として日本滞在の長いG・ヒールシャーの『日本人に言いたいこと——自信と過信』（1985年、サイマル出版会）の中の「戦争責任から逃避する人

びと」の要旨部分のコピーを資料として配布する。

「私はもう20年近く日本に暮らしているが、日本の終戦記念日の行事は、当然のこととして、日本人の戦争犠牲者が中心である」に始まる部分は旧稿で引用しているのでそれを参照してほしいが、その前後に、次の文章がある。すなわち「ドイツの終戦記念日とは、第三帝国の共犯として自らの責任を問うことが第一義であり、戦死者、爆撃の犠牲者、故郷を追われて逃げる途中で亡くなった人びとを弔うことは、各自の家族や関係機関（戦死兵士の遺族組織から引揚者救済組織といった）に任されている。」

日独の共通する「過去」と戦後の異なる姿勢については説明の必要もないほど明瞭である。ヒールシャーには、アジア諸国で日本軍の犠牲になった人びとのことを日本人が忘れ戦争責任を逃れていると映っている。

③戦争責任の問題などもう済んだことだと思っているかもしれないが、去年一年間（1987～88年）に新聞に報じられたものだけでも以下のような事例があり（日本関係に限定）、戦争責任問題が未済であることがわかる。

- 1987. 6. 26, 旧軍人・軍属だけに適用されている戦傷病者戦没者遺族等救護法を民間人の被災者にも適用するよう国会が法改正しないのは違法だとして45年の名古屋空襲で片腕を失った女性二人が国に対して慰謝料を求めた訴訟の上告審判決があった。請求を退け、一・二審判決を支持。
- 1987. 7. 7, 盧溝橋事件50周年にあたり、中国が中国側戦死者は総計2000万人にのぼると発表した。
- 1987. 7. 17, 箕面忠魂碑・慰霊祭控訴審判決で住民側逆転敗訴。関連して忠魂碑と靖国神社問題について話す。
- 1987. 11. 30, 韓国の被爆者が、日本政府に対して、韓国人の強制連行と原爆被爆、戦後の放置責任を問い、総額23億ドルの補償を要求することを決定した。関連して、広島・長崎における韓国・朝鮮人被爆者の実態について話す。
- 1988. 2. 11, 福岡靖国訴訟で福岡地裁は原告の請求を棄却する判決。また同日は「建国記念の日」であり、その制定の経過と、この日に東京、長崎でどのような行事があったかを話す。
- 1988. 3. 6, 指紋押捺拒否裁判の控訴審判決があり、合憲判断のうえ減軽有罪判決(名古屋高裁)。
- 1988. 4. 19, 大阪高裁は外国人登録証不携帯に逆転無罪判決。
- 1988. 2, 戦争中、サハリン(南樺太)に強制連行した朝鮮人約4万3千人を戦後置き去りにしてきたが、残留した人々が戦後始めて家族と再会した。
- 1988. 4, いわゆる「日系アメリカ人強制収容補償法」がアメリカ上院で可決され、第二次大戦中に日系人強制収容に対するアメリカ議会の公式謝罪と生存している収容体験者6万人に、今後10年間に一人2万ドル(約250万円)の補償金を支払うことになった。カナダもこれにならう。またワシントンの米国歴史博物館では87年秋に「歴史の汚点を忘れてはならない」と、日系人強制収容の恒久展示(数百点)が開設された。
- 1988. 4. 22, 靖国神社参拝で「奥野発言」。5月13日辞任。
- 1988. 5, 国体の前後で県民の意識にどう変化があったかを調査目的とする東大新聞研の沖縄県民意識調査の結果が発表され、国体成功を受けて「沖縄の戦後は終わりを告げ

た」と知事が表明していたのに対して、「戦後は終わっていない」と答えた県民が73%あった。

- 1988. 5. 「特定弔慰金支給実施法」、台湾人の戦没者遺族、戦傷病による重度障害者ら一人につき200万円の弔慰金、見舞金を交付、支給を受ける権利の裁定の権限は日本赤十字社に委任（支給決定は87年9月）
- 1988. 6. 1. 外国人登録法の改正法が施行され、在留外国人の指紋押捺が最初の一回だけになり、登録証明書のカード化が実現。関連して在日韓国・朝鮮人の問題について話す。この日、自衛隊合祀拒否訴訟最高裁判決もあった。

④ 西ドイツは戦後、ナチズムの様々な形の被害者に巨額の補償や、また経済援助等を行ってきたが<sup>10)</sup>、そのような「過去の克服」の姿勢の一つの到達点を示すのが、戦後40年目の1985年5月8日に行われたヴァイツゼッカー大統領の連邦議会での演説である。この演説は日本人にとっても必読文献であるから是非読んで欲しいとした上で、さわりの何か所かを紹介する。重ねてヴァイツゼッカー演説の行われた日の前後に、私がダッハウとブッヘン・ヴァルトの強制収容所を訪ね、そこで何を見、何を考えたかを話す。両国で戦争体験の象徴として存在するものの基本的な性格のちがいが、すなわち強制収容所は加害の跡であり、ヒロシマ・ナガサキは被害の跡であること、この点にも日独の間に戦争責任に対する姿勢の違いを生み出す原因があることも話す。

さらに西ドイツでは、ニュールンベルグ裁判後も国内裁判所で「ナチス犯罪」の追及が続けられ、それを推挙するために1958年に「ナチス犯罪追及センター」が開設され、1979年には刑法の殺人罪の時効を全廃したこと、そしてその時効全廃の連邦議会票決が255対222の僅差であったこととその意味を話す。西ドイツ国民の大多数が必ずしもヴァイツゼッカー演説を支持しているのではなく、演説当日の連邦議会を保守党の国会議員30人がボイコットして反対の意思表示をしたし、その後も反ヴァイツゼッカー攻勢が執拗かつ熾烈に続いている現実がある。

1986年に始まる新聞や雑誌などのいわゆる「歴史家論争」は、歴史を相対化することによって傷ついた国民意識の回復をはかり、ドイツが「永遠の罪人」であることから免罪しようという根強い動きがあることを示しており、歴史に対する真剣な自省の態度を持し「心に刻む」作業を続けようという考え方と対立している。しかし、このような論争が多くの知識人を巻きこんで、公然と論壇で闘わされているところに西ドイツ民主主義の健全さを見ることができる。

⑤ ヴァイツゼッカー大統領の演説と対比されるのは、同年7月27日に行われた中曽根首相の演説である。中曽根首相は、戦後、「太平洋戦争史観」ないし「東京裁判史観」によって「日本は何でも悪いんだ」というような「自虐的思潮がおおってきた」しかし「汚辱を捨て、栄光を求めて進むのが国家であり、国民の姿」だと説いた。あちらは歴史に学ぶ者、こちらは歴史を歪める者と評されている。

戦争責任の否定、そしてまた無知という日本の現実は何に由来するのか。大きな理由としては、旧憲法で元首であり、統治権を総攬し、統帥権を握っていて、最高の戦争責任を問われるべきであった天皇裕仁が不問に付され戦後も在位しつづけたこと、近代日本の脱亜入欧という思考様式がアジアを無視・蔑視する姿勢を生み、戦後もアジアへの視線を決定的に欠落させていること、日本が植民地とされた侵略したアジア諸国が発展途上にあっ

て日本の経済的援助に期待して長く日本批判を控えてきたこと、等が考えられる。

しかし、いかなる理由があれ、私たちはかつての植民地支配と侵略という歴史的事実を正しく知る努力をまずしなければならぬ。私たちには、重大な「過去」の喪失状況がある。その例として、15年戦争、大東亜戦争、第二次世界大戦、太平洋戦争という四つの呼称がもつ戦争イメージの違いに気づかなければならぬ。どの呼称を使用するかによって戦争の性格が極端に異ってくる。こうして過去への認識をくもらせている様々な被膜を一つ一つはぎとっていくことによって事実を事実として知り、その事実を心に刻み学んでいかなければならぬ。「非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすい」からである。戦争が終わった日ではなく、始まった日がより多くを語っていること、ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキと言う前に、ノーモア・ナンキンと言う視点と姿勢が重要であること、そしてそのような視点と姿勢こそが憲法の平和主義と民主主義を鍛える思想的根拠となる。

最後に前西独首相ヘルムート・シュミットの「日本の友人への手紙——近隣諸国の目を意識せよ」(AERA 1988, 5, 24)のコピーを配布して読む。そこには、日本が近隣諸国に友人をもっていないことがいかにまずいかということ、日独両国が世界最大の債権国になったのは決して賢明な政策ではなかったこと、日本は政府開発援助を飛躍的に増やしていくべきこと、そして「日独両国の若者に罪はありません。しかし恥の感覚は今後何世代にもわたって残るでしょう。われわれは、喪服を着て歩きまわる必要はありません。事実、平和的、民主的な社会と、実り豊かな経済を築いてきた、われわれの成功は、十分誇ってよいものであると、私は信じています。……われわれが何かをしようとするとき、いまや自分が正しいと信じることを振りまわすだけでは世の中は動かなくなってきています。近隣の国々がわれわれをどう見ているか、それによっても、ものごとが決定的に左右される時代なのです。その厳粛な事実を、われわれは常に心にとめておこうではないか、そう私はいいたいのです。」と述べられている。

以上が、メモから再現した私の講義の概略である。今考えるとかなりの過不足があるが手直しはしていない。学生達の感想は以下のようなものだった。単位とは関係ないので率直な意見を書いて欲しいと頼んだ。書く時間は数分間しかなかった。

### 三 受講した学生の意見

受講生総数182名のうち、私の講義の趣旨を全体として肯定的に理解し、「模範回答」的な感想を述べた学生や大体において論義の線に添って意見を述べた学生が約3分の2(115名)あり、残りの約3分の1(67名)は問題の視点をズラして把えるものから明確に批判的主張をするものまで多様な意見が述べられ、ひとくくりにはできないけれども、内容と程度の違いはあれ講義内容に距離をとるものと見ることができる。もちろん、きわめて論争的な性格をもたされている戦争責任についての私の講義が3分の2の学生によって肯定的に理解されたということは嬉しいことであるが、他方3分の1の学生達の感想や意見によって私は改めて自分の考えを客観的にふり返ることができ、参考にしたり反省させられるところも多かった。

これらの文章は戦争責任論をめぐる「新人類」世代の意識と感覚を示すばかりでなく、



現代日本社会の意識のありようをうかがわせるものとしても有益である。私が留意すべきだと考えたのは以下に示す五つの意見群である。(A)は「3分の2」の中に入り、(B)(C)(D)は「3分の1」の中に入り、(E)はどちらにも入れていない。以下、その意見群の特徴を簡略に示した上で各群に典型的な文章をいくつか採録する。多数派である「3分の2」の意見は採録しない。なお学生の文章は誤字脱字を直したほかは原文どおりである。

(A) まず、表現の違いはあれ、はっきりと、戦争責任問題など「ほとんど考えもしなかった問題だった」(工学部1年)、「この講義を通してはじめて戦争責任ということを知った」(同)と書いた学生が13名あったことが注目される。なぜ考えたこともなかったのかについては、原爆被爆などによる被害者意識の強調、戦争を知らない世代であること、日本人一般がそうであること、侵略や加害の歴史的事実を教えられたことがないこと、などが理由として述べられている。以下のような表現が典型的なものである。

・「講義を聞くまで、正直なところ『戦争責任』ということには触れたことも耳にしたこともなかったの、どうしてそんなことについて私たちのような若い世代が頭をひねらなければならないのかと思っていた。なぜなら、事実、私たちには何の関係もないことであるし、日本という国が周知のとおり、それを隠す国民であるから小さい時に聞かされたということもないからである。

しかしそれはとんでもない間違いであることがわかった。日本人がどれ程、自分達の罪を見過しているか、いや見て見ぬふりをしているか(もしくは気づいていないか)を知り、そんな日本人として、生きてきた私達は第二次大戦がとてつもなく大きな犯罪を犯したことを他国に対する謝罪の念を持たなければならないと思った。……」(教育学部1年)

・「戦争責任ということ始めて考えた。地元長崎出身なので原爆の話もよく聞かされた。しかしそれは確かに被害者側の話ばかりで、もし解釈をあやまるとアメリカに対するうらみごとになりかねない話もあった」(医学部1年)

・「今まで自分は、我国が戦争の加害者だとは全く感じていなかったし、どちらかと言えが被害者だと思っていた」(経済学部1年)

・「私はこの講義を受けるまで、日本が戦争の加害者であると考えたことはありませんでした。それは長崎の住人であるためか、夏の暑い日になると、近所では“NO MORE 長崎”の旗をかかげて「平和行進」という名のついた集会らしきものばかりを目にしていたからかもしれません。今までの歴史の時間等でも、印象に残っているのは「長崎と広島に原爆が落ちて、戦争が終わった」という事で「南京虐殺」ではありませんでした。

けれども、ニュース等で平和に関する内容を見る度に思うのは「もう、原爆が落ちるようなことは決してない。もしそんなことがあれば、今度は世界が全滅するのだから」ということでした。

この講座で、ドイツの人々の考えにとっても驚き感心しました。また、もっと日本人は考えを変えるべきだとも思いました。

私のような学生は他にもたくさんいると思います。ぜひ、これからも「日本の戦争責任論」についての話は続けて頂きたいと思います。」(歯科学1年)

・「戦争責任について考える時間が持てて良かった。今まで「戦争責任」という言葉を聞

いたこともなかったし、まして、日本が戦争の加害者であると考えたこともなかった。しかし、先週、今週と話を聞いて、そうだから日本は悪いというように思いたくないし、良いとも思っていない。戦後生まれた自分たちにとって、非常に難しい問題である。」（歯学部1年）

- ・「戦争責任とかは、今まで少しも考えたことがないので、感覚としてわからないが、どの程度まで戦犯とするか、その基準をどこに置くかによっていろんな意見があると思う。」（教育学部3年）
- ・「大学生にもなって日本が加害者なのだと思いますし、ショックを受けるなんて本当に恥ずかしく思います。」（教育学部1年）
- ・「本当に数多くの責任問題がありますが、僕のように全く知らない人間がいるということは、まだまだ国民にそのことの重大さが知らしめられていないからだと思います。」（教育学部1年）

(B) 戦争責任の問題は「過去」の問題であって、そんなことに固執するよりも、現在及び将来に目を向けよという論理を展開したものが16名あった。意見の組み立ても論拠も様々であり、なんとか生産的に考えたいという姿勢である一方、戦争責任論そのものに対する反発やいらだちも感取される。感想文全体を通して読んだ時、グルーピング可能な強い印象をうけた。

- ・「過去の戦争責任の追求とかより、二度と戦争をおこさない努力の方が大切だと思う」（工学部2年）
- ・「前回から聞いてきて、思ったことは、まだどの国でも戦争責任について追求してばかりで、解決しようにもできないのだから早くあきらめた方がいいということだ。まずこれから先、解決されることはないだろう。過去を見るより、現在そして未来を考える方が有効だと思う。」（歯学部1年）
- ・「日本は加害者でもあり被害者でもある。大事なことは、そういうことが起こったという歴史的事実を心に刻み、再びそのような戦争を起こさないようにすることだ。日本は40数年前、何も好きで戦争を始めたわけではない。何かそうせざるを得ない事態におちいったためだ。だから、そういう事態におちいらないような国民のするどい観察、政治政策が必要ではないだろうか。」（経済学部1年）
- ・「私達日本の若い世代は、第二次世界大戦の悲惨さについて色々な話を聞いてきたが、正直に言って、本当に理解できてはいないと思う。40年程度前のことを理解することは無理なことであると考えている。それよりも今の経済大国日本の孤立状態を若い目で見続け検討していくことが大事ではないだろうか。戦争が以後起こらないとは限らないのだから、私達の今の財政、貿易、経済の本当の内容や仕組みを根本的に変えていく方向を考えなければならないと思う。40年前の事実の反省をふまえて、他国との交友を深めていくことが先決だと思う。」（教育学部1年）
- ・「我々戦争を知らない若者が戦争について語る必要はないと思うし、そういう義務も責任も他人から言われたところで理解できるものでもないし、いまのところその気もない。それよりも、これからいかにして戦争をおこさなくするかとか、戦争の恐ろしさについて我々は議論を進めるほうが良いと思う。昔のことをほじくり返すよりも、前を向いて生活することのほうが大切だと思う。」（工学部1年）

- ・「戦争は確かに起きてほしくない。でも終わってしまった戦争の責任なんて誰にもとり得ない。戦争をこれからおこさないようにすることがその罪ほろぼしになるのならそれは万人が望むところであり誰にでもできる。」(経済学部1年)
- ・「講義を聞くと、他国にくらべ日本は戦争責任を自覚していないように思えた。自分たちが被害者であり、戦争の犠牲者であるとしか考えていないようだ。この点は多少反省し、もっと自覚が必要だと思う。

しかし、もう戦争が終って40年近くたって、昔のことをとやかく言うのは考えものだ。この問題は、きっぱりとけじめをつけて、現在の問題について考えるべきだ。今米・ソ間で核軍縮が行われているが、これはほんの一部である。核の全廃をめざしたほうが、今からの平和を考慮することが、一番大切なことだと思う。」(薬学部1年)

- ・「戦争のはじまったきっかけからはじまって、戦争中におこった悲しい出来事を形として残すことが必要で、それを後世まで色づけせずに語りつたえていかなければならない。今は、責任はだれがとるということではなくて、責任を追求されるようなことが今後ないように正しい認識のもとで、個人が過去の事実として心にとめておかなければいけない。」(薬学部1年)
- ・「確かに日本では現在戦争責任についての意識はない。ただ、誰もが戦争は悲惨なものだと思っているわけで、ことさらに過去の責任に固執したり、させたりするのは考えものであると思う。大切なのは事実を事実のままに、一部の人間の主観を介入させずに認識させることであると思う。」(教育学部1年)
- ・「戦争責任については、確かにもちつづけなければいけないと思うし、それに対する日本人の意識は薄いと思う。でもいつまでもヨーロッパみたいに、そのことばかりとらわれつづけていては、国と国、人と人との関係はよくなると思うし、またかえって戦争の原因になるのではと思う。」(工学部1年)

(C) 戦後生まれであることを理由として、戦争責任の問題は「むずかしい」「よくわからない」「ピンとこない」等の感想があり、これらは、同じ理由から戦争責任は引き受ける必要はないという意見と合わせて14名あった。「むずかしい」等という感想は、戦争責任問題をつきつめて考えること自体を回避しているのであり、必ずしも明確にそれを否定している訳ではないが、感想文全体の中では、「戦後生まれ」を理由とした戦争責任の回避・拒絶として分類しようと考えた。(B)の中には(C)にも含めてよいものもある。

- ・「僕は今まで日本は戦争の被害者であったとしか考えた事がなかった気がする。だから、この講義で戦争におけるもう一つの日本の見方に気付かされた時のショックは大きかった。それだけでも、この講義をうけて良かったと思っている。

しかし、この講義をうけて、自分の中で考えたことにこういうのがある。「僕らの世代に戦争責任を呼びかける事は、殺人者の息子あるいは娘に、殺した家族の責任をとれと言っているのと同じことではないのか」ということである。これが、完全に同一の事柄であるとは言えないし、後者の場合でも責任をどうとれば、どこまでとれば良いのかわからない。とにかく今の僕にはむずかしすぎる問題だ。」(教育学部1年)

- ・「自分の考えは、まず、日本やドイツが戦争でやったことで、他国の国民から現在に至っても恨まれることは納得いかない。現在、生存している人で、実際に戦争を体験して悲惨な経験があるならまだしも、戦争未体験の人々から、戦争未体験の自分たちが過

去のつぐないをしろとか、反省が足りないとか言われても、どうしようもない。現在の人間と過去の人間は同じ国民でも考え方が根本的に違うからしょうがない。」（歯学部2年）

- 「今週の講義は、先週にひき続き、また考えさせられる問題すなわち戦争責任についてであったが、実に難しい問題である。戦争責任はまぎれもない事実であるが、それを日本が戦争責任を背負おうとしているが、日本の首脳の口さきだけによって戦争責任を実行しているように思われる。私達、若い世代は戦争を知らないからあまり深いことはどうでもよいと思う。」（工学部1年）
- 「ドイツ人が、ナチス・ヒットラーの行ったことについて戦争責任を取り続けているというのはいいことかもしれないが、過去のことにこだわることには必要はないと思う。過去の戦争における責任を、戦争に直接関与していない僕らが、いったいどのようにして取れるだろうか。教科書問題にしても、奥野長官の発言にしてもそうおおげさに騒ぐ必要はないと思う。」（経済学部2年）
- 「戦争責任を追求することは大いに結構なことだと思う。が、戦争の経験もない自分たちの世代の人々にとっては、戦争の責任を負うということは少々現実視しにくいということがないわけでもない。」（経済学部1年）
- 「今も、戦争を実際に体験した者もいるので、戦争責任というものについて意識していかねばならないと思う。でも、戦争を体験していない人たちにとって、どうして戦争責任について考えなければいけないのだろうかと思う。今の、僕たちの年齢の人はどう思ってみても自由だと思う。」（工学部1年）
- 「日本の戦争責任について自分たちの年代の人たちが恥ずかしく思っているはずがないだろうと思うし、そうする必要もないと思う。」（歯学部1年）
- 「戦後に生まれた者や戦時中幼児だった者には確かに戦争責任はない。しかしたとえば、あるグループの中で一人でも悪い人間がいたら、そのグループ全員が悪いと世間は見る。また“坊主憎ければケサまで憎い”ということわざがあるように、その時代の民族が憎ければ、その子孫も憎いという考えを持つ人も世界には絶対に少数かもしれないがいるはずだ。まあ、戦争責任というよりは、自分たちの祖先は悪いことをした。しかし自分たちの世代はそういうことは絶対にしないぞと置いていけばいいと思う。」（工学部2年）

(D) 「日本（人）の戦争責任」という考え方に明確に批判的ないし反対の意見を述べた学生が約30名あった。各意見はそれぞれ個性的で分類しにくいだが、強調点に留意して強いてグループ化すれば、喧嘩両成敗で「どっちもどっちだ」「勝てば官軍で勝者の裁きだ」戦争をしたすべての人・すべての国に責任が問われるべきだ等の意見が約半数あり、「今さら仕方がない」「酷だ」「無理だ」が6名。論旨不明と人種差別的表現が若干名。以下の意見は(D)分類の中の代表的なものである。

- 「ドイツ人がユダヤ人を殺したことが罪になっているが、勝ったものの罪が消え、負けた者の罪だけが消えないのはおかしい。ソ連だって、ポーランド人を虐殺したことは、まだなお裁判されていない。やはり戦争は両者が悪く、どちらも悪いと思う。」（医学部1年）
- 「たしかに過去におきたことはどうすることもないと思うし、これからどうするかが問

題だと思う。でも、西独や日本ばかり戦争で非難されているけれども、アメリカやソ連、イギリスなどの戦勝国が、戦争でどこかの国に謝罪していることなんて聞いたことがない。別に謝罪してすむことではないけれど、アメリカ人やソ連人、イギリス人も人を殺しているわけだし、何らかの反省の一片でも見られていいと思う。」(工学部1年)

- 「先週と今週の2週にわたって講義をきいたわけだが、まず最初に「日本は被害国ではなく加害国なのだ」という言葉にはっとしました。今まで自分も、広島、長崎に原爆をおとされたこと等から、日本は戦争によってとんでもない目にあった被害国であるというふうに思っていました。しかし、ここで一つ考えてみると、もしこの戦争で日本が勝っていたなら、当然、日本の加害国という立場は、敵として戦った国に移っていたのでは？と思います。結局戦争というのは「勝てば官軍」なのだ、正義というのは、やはり力の強いものが使用できる言葉なのだ、という事をこの講義であらためて思わされたように思います。」(薬学部1年)
- 「私が今日この講義を聞き終わってまず最初に感じたことは、戦争に対する先生の加害者意識が強すぎるということです。日本は確かに朝鮮、中国、アジア各地、欧米と戦争を行った。しかし、朝鮮を植民地にしたことは当時の国際状況からいって仕方がなかったと思う。なぜならソ連は満鉄を利用し朝鮮半島をねらっていた。もし日本がしなかったらソ連がバルト三国同様、朝鮮、満州を領土としてしまったであろう。太平洋戦争について言わせていただければ、ルーズベルトすなわちアメリカは戦争をしたかった。しかし戦争理由がなかった。また原爆による初めての人体実験もすることができた。しかし戦争とは常に負けた方が悪になり勝った方が正義になる。よって戦争責任は戦争を行った国がそれぞれ二度と再び戦争をしないようにするために大切な教訓とすべきであると思った。」(水産学部1年)
- 「今回の講義を受けて、ドイツが過去の出来事である戦争について今でも、他国に対し謝罪の意を表し、日本はそれに対し、ドイツほど反省しておらず、自分たちの国が被害者であるときえ考えている人々もいる、ということがわかった。確かに、日本やドイツは過去の第二次世界大戦で、日本は中国や東南アジアに進出し、占領したりして現地の人々にひどい事をしたし、ドイツはユダヤ人を大量に殺したりしてきた。このような事は事実であるが、日本人はなかなか認めたくないようだ。ぼくは、このことはとがめるべきではないと思う。なぜなら、実際に戦争をしていたのは国民の意志だったのだろうか。日本の場合は、その当時の天皇や少数の陸軍の上官の命令で、行きたくもない戦争に行き、家族はそのため悲しみ苦しんできたのだ。その上、日本の国民は反省の意を表わしていないとか、もっと加害者意識を高めなければいけないというのは、すこし無理だと思う。こういう反面、そうでない気もする。」(医学部1年)
- 「確かに日本は侵略し、殺害したかもしれないが、米国はどうか。広島に原爆記念碑には『……二度とあやまちは繰り返しませんから』とある。なぜ、米国が日本に原爆を落し、我が国民を殺したにもかかわらず、日本人があやまらねばならないのか。米国(加害者)があやまるのがスジというものではないのか。聞くところによると、真珠湾攻撃は米国のワナに日本がはまり、やむにやまれず攻撃したと聞いています。」(教育学部2年)

- ・「確かに日本人は、ノーモア長崎、ノーモア広島とばかりさげんで、ノーモアパールハーバー、ノーモア南京とは言わない。自分のことしか考えてないようだが、アメリカでもノーモアパールハーバーとしか言っていないのではないだろうか。また、自分もなぜ天皇が戦争責任を取らないのかよくわからないが、親に尋ねたら、そんなこと言うものじゃないと叱られた。」（医学部1年）
- ・「西ドイツの行ったナチスに対する戦争犯罪の責任の追求はとても勇気のいることだったと思う。自国の罪を認め、それに対する責任をとるということは、一個人としてもとても難しいことであると思う。そして、また日本の場合も天皇が「戦争の責任は私にあります。だから日本国民には罪はないので、私を処刑して下さい。」（言葉は正確によく覚えていません）と言っていることを忘れてはならないと思う。」（教育学部1年）
- ・「これは全く勝手な意見だが、昨年の仏のバルミー裁判で一番印象に残っているのは弁護側の言い分だった。それは、ナチスの戦争犯罪により、それ以後の朝鮮戦争やベトナム戦争での残虐行為が過少評価され、ナチスの行為が非常に過大にあつかわれすぎていると言ったことだった。この考えに僕は賛成であったのを覚えている。」（経済学部2年）
- ・「まず最初に問題として考えなければならないのは、戦争に於ける殺人が罪であるか否かということであろう。事実、戦争によって多くの命を奪った者が英雄として後々まで語り継がれたりしているのである。しかも、殺さなければ自分が殺されるという状況にあるとき、普通の人はどうするだろうか。自分は殺されても人殺しはしたくないという人がどれだけいるだろうか。そこで責められるべきは、人をそういう状況に追いこんだ何かであろう。その何かを個人とすることはできない。先の大戦の場合はやはり諸外国も含めて、特に日本の国家体制であろう。しかし、その日本の国家体制も日本人だけが作り上げたものではないと、歴史をみってみるとそう思う。」（教育学部3年）
- ・「戦争責任について、ドイツと日本が同列にあつかわれていることはおかしいと思う。なぜなら、ドイツ人はユダヤ人を皆殺しにする計画をたてて実行したのに、日本の場合、その他多くの戦争と同じく、特定の民族皆殺しを目的としたものではないからだ。もちろん、我々も日本人として戦争責任について反省しなければならないが、ドイツ人と同列にあつかうべきではないと思う。」（経済学部2年）
- ・「ドイツの終戦記念日が自らの戦争での責任を問うのに対して、日本の終戦記念日は日本人の戦争による犠牲者のみを弔う日になっているので、日本は戦争責任から逃避していると抗議があるけれど、僕自身の考えでは今のままで良いと思う。日本がたまたま戦争に負けたからで、勝った国もやはり同じように武器を用い人を殺しているわけだし、平和条約や賠償問題で十分責任をとっていると思います。それに中国人などを弔っても反日感情はそんなに消えないから、やはり時間にまかせるべきだと思います。」（医学部1年）

(E) 数年前、ある小さな学習会でドイツとの対比で日本人の加害者責任について話した時、被爆者で「語り部」活動をしている人から猛反発を受けた経験がある。それ以降はこの経験をふまえて誤解を受けない話し方をしているつもりであったが、今回も次のような

二つの意見があった。原爆被爆体験のみならず、様々な悲惨な戦争被害体験に重ねて戦争加害者としての立場を自己認識することは決して容易なことではない。他の学生の意見にも「無理だ」という感情が示されており、依然としてここには容易に乗り越えられない壁がある。

- ・「今日の講義を聞いて日本の戦争犯罪に対する反省の念があまり大きくないのではないかと思います。しかし東京裁判では敗戦国だけが裁かれ、アメリカやヨーロッパ諸国もアジアやアフリカに植民地を作っていたので、勝った国も裁かれるべきであったのではないのでしょうか。また先生は日本が平和運動をするのは広島、長崎だけを前面に押し出していて「広島、長崎の被爆者の人たちだけが被害者意識をもっている」と言って被爆者の人たちをあまり重要視していないように思いました。先生の肉親のかたに被爆者のかたがおられるかどうか分かりませんが、もしおられたら、もっと意見は変わっていたと思います。」(水産学部1年)
- ・「敗戦国日本にとって、戦争責任を問われるのはとても悲惨な話だと思った。この講義以前までは、戦争責任など思いもよらなかった。というのも、自分の祖父母や父母は長崎の人間で被爆者でもあり、たまに話を聞いていたからだ。話だけでなく、実際祖父は足には弾の跡があるし、親戚のおばあさんは、今、原爆症で悩んでいる。そんな中で、戦争責任について話されるのは辛い話だった。だが、一触即発の世界の中で今、戦争責任についてしっかりけじめをつけておかないと大変になるということもわかる。こんな状況であるからこそ、戦争責任についての講義は必要なのかもしれないと思った。」(医学部1年)

#### 四 アジアに対する戦争責任

改めて学生達の意見を読み直す時、そこで提出されているどの意見も戦後一貫して社会的に命脈を保っている意見であることを感ずる。またいま関連文献を読み進める時、戦争責任論は、戦後40数年の間、その時々々の歴史社会状況に規定されて、様々な位相をもって語られてきていることを痛感する。1988年からの足かけ3年は天皇の戦争責任が主たる問題とされ、そこにノ・テウ韓国大統領の訪日(1989年5月)があつて、韓国への謝罪をめぐってアジア諸国に対する侵略と植民地支配の責任がはさまれる形となった。

それ以前の時期には、まず天皇を頂点とする各級各層の個々の戦争推進者の敗戦の責任が問われる時期があり、次には国民各層の戦争協力の責任ないし戦争を阻止しえなかった責任が問題となった。確かに戦争責任なることばは、きわめて包括的で多義的な概念であり、多くの異なる責任主体と責任対象がある<sup>11)</sup>。したがって、その時々々の政治状況で比重のかけ具合が異なってくるのも当然のことである。また、責任を問う、問われるという行為は、過去のできごとに対する非難や否定という苦痛を伴う精神的行為であるから、誰しも帰責の主体になることを回避したいと思う。時間の経過はさらにそれを促進する。しかしその責任が未済であり、かつ責任を負う形が不誠実であるとすれば、被害者の側がいつまでも責任を問いつづけることも当然である。責任が果たされない限り時効もない。

戦争責任問題がたんなる過去の問題ではなく現在の問題であるのは次の二つの理由に基づくと思われる。一つは、一番の責任主体であった天皇裕仁が在位をつづけたことによ

て、象徴天皇制が戦後日本の民主主義に敵対するものとして現在もあるということである。天皇の戦争責任についてはここでは言及しないが、「天皇のウヤムヤな居残りこそ戦後の『道義頹廃』の第一号であり、やがて日本帝国の神々の恥知らずな復活の先触れをなしたことをわれわれはもっと真剣に考えてみる必要がある<sup>12)</sup>」という指摘は、天皇制システムそのものの存続がはらむ問題として今も生きていることをおさえておきたい。天皇（制）の責任を問わないことは「共犯者」としての日本人の主体的責任を不問に付す重要な要因のひとつであるからである。

もう一つの理由は、そしてこれがもっとも重要な問題であるが、戦後40数年もたつてアジア諸国・諸民族からの根強い対日不信、対日批判が繰り返し表明されているということである。その理由が、日本がアジアの近隣諸国に対する侵略と植民地支配の清算をきちんと行なっていないことにあることは言うまでもない。実際は償いをするどころか、公式の謝罪も口先だけのものであり、そもそも責任の自覚が希薄であり、時にはそれを否定する公式発言をするのであるから、アジア諸国の日本に対する眼差しが険しくなるのも当然である。日本（人）の戦争責任論にアジアに対する責任の自覚が決定的に欠落していたことはつとに指摘されるところである。私もそのことを日本における「克服すべき過去の喪失」ということばで考えたことがある。なぜアジア諸国・諸民族に対する責任意識が欠落することになったのか、大沼保昭は、その要因を8項目にわたって指摘したが<sup>13)</sup>、ここでは、そこにあがっていない一つの論点を、しかも日本（人）の戦争責任論の内容を規定することになった一つの論点に注目したい。

それは東京裁判が「人道にたいする罪」をほとんどとりあげなかったという事実である。幼方直吉の論文「東京裁判をめぐる諸論点<sup>14)</sup>」は、その事実とそれがもたらした帰結としての日本の戦争責任論のかたよりを的確に示している。

1983年に再来日した東京裁判の元判事（オランダ代表）のレーリンク博士の次の発言はきわめて重要な事実を指摘している。

「この点についてはっきりいっておきたいことがある。ドイツでも通例の戦争犯罪については必ずしも、きちんと対応していない。やっているのは「人道に対する罪」、つまりユダヤ人を中心とする非戦闘員虐殺の責任追求だ。ドイツ人はそれを大きな恥辱だと思っているからね。ただ同じドイツ人でもそうした蛮行に積極的に加担したものとそうでなかった者がいる、という違いを強調したがる傾向がある。たしかに東京裁判の起訴状や裁判所憲章にも「人道に対する罪」という表題はあったが、裁判所に提出された証拠の限りでは、それを立証するものはなかった。結局、日本人の場合、「平和に対する罪」と通例の戦争犯罪に有罪が言い渡されたといえるだろう。」（『朝日ジャーナル』1983年6月10日号、「ジャーナル・インタビュー」）

「私（レーリンク）も、東京裁判ではアジア人の側からの視点が重視されていないという指摘は強く印象に残っています。東京裁判では起訴状に表われたかぎりでは「人道に対する罪」はほとんど存在しなかったといっているいいでしょう。ただアジア人に対するものよりも白人に対してなされた残虐のほうに多くの関心が払われていたのは事実で、アジアの人々の立場から考えれば、ちがった見解が出たかもしれません。」（『東京裁判の現代史的意義』『中央公論』1983年8月号、192頁）

国際軍事裁判所条例およびそれに準拠した極東国際軍事裁判所条例<sup>15)</sup>によれば、ニュー



ルンベルグ裁判と東京裁判で戦争犯罪とされたのは、従来の「通例の戦争犯罪」と「平和に対する罪」「人道に対する罪」の三つの犯罪であった。ところが東京裁判では、「人道に対する罪」は起訴状に書かれていただけで証拠の立証がなされなかった。すなわち「人道に対する罪」は裁かれなかったというのである。南京事件も「通例の戦争犯罪」が適用され「人道に対する罪」は適用されなかったという。(『東京裁判ハンドブック』では、「南京における大量虐殺」は「殺人」という訴因の中に入っている<sup>16)</sup>) 確かにこのことは、とりわけニュールンベルグ裁判後の西ドイツ国内裁判所が、ナチスによるユダヤ人を中心とする非戦闘員の虐殺つまりナチス犯罪を「人道に対する罪」として裁き続けていることと対比した時、きわめて重要な意味をもっているといえる。なぜなら、東京裁判で「人道に対する罪」が裁かれなかったことによって、戦後の日本(人)の戦争責任論もまた「人道に対する罪」の観念を含みえないことになり、ただ一般的な侵略戦争否定観しかもちえないことになったからである。日本軍による占領地や植民地での非戦闘員虐殺は、質的にはナチス犯罪と共通するにもかかわらず、東京裁判から直ちにその反省が開始されなかったことの意味は大きいと言わなければならない。ここから「人道に対する罪」がきびしく適用され、戦後もその責任追求が続けられた西ドイツと、ただ侵略戦争の責任追求のみが行われ、しかも東京裁判によってそれが終了した日本との戦争責任論の内容の違いが生じた。西ドイツではナチスの犯罪に対する「罪責」が中心となり、日本では一般的な「戦争責任」が中心となった<sup>17)</sup>。また責任の性質においても、西ドイツでは、近隣諸国に対する国際的な民族的責任となったのに対し、日本では、アジア諸国への厳しいはずの責任が著しく軽減されることになった。その道徳的重圧、責任意識の深刻さの違いは比較にならないほど大きいと言わなければならない。東京裁判が南京事件に「人道に対する罪」を適用しなかった理由は、「中国人が、ユダヤ人とは異なっている独自の文化と伝統をもつアジアの民族的存在であることを軽視していたからではないか<sup>18)</sup>」という指摘の意味は重いし、多分そうであるが故に、東京裁判後の日本も、そのような恥ずべき民族的偏見を反省する重要な契機を逸することになったと考えられる。

日本軍によるアジア各地での「人道に対する罪」が明確に意識され始めたのは、1965年アメリカの北ベトナム爆撃後だとされる。それ以降明らかにされたのは、平頂山事件、南京事件、関東軍731部隊、シンガポール華僑虐殺事件などであり、また戦争直後アジア各地でB C級戦犯として裁かれた多くの朝鮮人軍人・軍属のこと、慰安婦や強制連行としてかり出された150万人を超える朝鮮人のこと、そして在日韓国・朝鮮人に対する現在の不当な差別のことであった。また戦後日本の戦争犠牲者救護立法でかつての植民地出身者が「国籍条項」によって除外されていることも重い<sup>19)</sup>。数々の「人道に対する罪」は、かつての植民地支配を可能にした民族的優越感・蔑視感と切り離すことはできない。アジアに対する植民地支配とその延長線上にある「人道に対する罪」へのしょく罪は、政治的にも道義的にも未済である。事実の意味も重ければ、それが未済であることの精神的重圧も重い。

東京裁判は事実上アメリカの占領政策の一環として行われ、日本のアジアに対する責任は不当に軽視された。その意味からも日本はアジアによって裁かれていない。そうであるから日本(人)のアジアに対する罪責感とは異常に希薄なままである。ここに最大の問題がある。アジアからの視線を汲み取れない戦争責任論は、歴史に対する責任を欠いて独善的なものでしかない。「日本人が侵略と抑圧、欺まんと歪曲に満ちた歴史を清算し、また今日

の自民族中心の経済支配を反省し、権力国家的な支配・統制から解き放たれた自由で豊かな生の意識を獲得しようとするなら、その思想と行動はアジアを媒介とするものでなければならぬ<sup>20)</sup>」という「在日」の指摘は正しい。

戦後40数年を経た今日の戦争責任論は、誰に対する責任かをあいまいにした一般的な戦争責任論から、アジアに対する侵略の責任と植民地支配の清算という明確な内容規定をもった戦争責任論へと深められなければならない。

## 五 一人ひとりの日本人の戦争責任

戦争が高度に政治的な「総合的国家意志の発動」であるとすれば、第一の責任主体は日本という国家である。しかし、国家とはきわめて空虚で抽象的な生体であるから、国家の責任とはまず政府、そして、その政府にあって国家意志を決定・行使する権限をもった天皇を頂点とする各級の政治指導者が負わなければならない。また、指導的立場になくとも国家の侵略・加害行為を具体的に現場で遂行した個々の国民も責任を負う。では、直接手を下していない被治者たる一般国民の場合はどうかといえば一般の国民も積極的にしろ消極的にしろ、また選挙の投票あるいは棄権という形でそのような指導者を選択し許容したのであるから責任を免れることはない<sup>21)</sup>。ただ、指導者や実行者と比較すれば、その責任が軽いことはある。東京裁判が、指導者と国民を分離することによって、指導者の責任のみを問い、国民を免責したとはいえ（指導者責任論<sup>22)</sup>）、「国家と国民の間に一定の契約が成立しており、国民の選んだ国家が誤ちを犯した場合、その被害と責任が国民にも分有されるのは当然<sup>23)</sup>」だと考えられるからである。アジア諸国・諸民族とりわけ中国や朝鮮におけるそのような人的・物的破壊や非人道的行為の数々に対しては、「われわれ国民はやはり共同責任を免れない<sup>24)</sup>」ことは確かである。

以上のことは、主として政治上の責任のことであるが、道徳上の責任についてはどうか。

アジア各地における日本軍の「人道に対する罪」の実態が明らかにされ、戦後40数年もたつてその話を聞かされ、その現場にたったとき、そしてその罪が未済のままであることを知るとき、私たちは言いようのない狼狽と自己嫌悪にさいなまされる。前述したように、ドイツの場合は、戦争直後から直ちにナチスの犯罪がすべて内外に明らかにされ始めた。1945年の夏、ハノーファー近郊のベルゼン強制収容所の写真と報道を載せ、「これはお前らの罪だぞ」という文句を書いたプラカードがあちこちに立てられたという。哲学者カール・ヤスパースはこの文句の意味するところについて考察した<sup>25)</sup>。この文句が、「お前らはお前らが甘受した政権の行なった行為に対して責任を負うのだぞ」ということを意味するときは、それは政治上の罪を問うていることになり、このことは「完全に正しい主張」であるとする。しかし、この文句が「この政権を支持し、これに関与したのはお前らの罪だぞ」という意味のときは、それは道徳上の罪を問うており、またこの文句が「犯罪が犯されたとき、その場において何もしなかったのは、お前らの罪だぞ」という意味のときは、それは形而上的な罪を示唆しており、この二つの罪と責任は外からの弾劾になじまないとする。つまりヤスパースは、「ドイツ国の名において行われた犯罪に対しては、すべてのドイツ人がそれぞれ責任の一部を引き受けさせられる、われわれが集団的に責めを負う<sup>26)</sup>」として、ドイツ人としての集団的責任を肯定するが、それは国家公民としての政治的責任の意味で

ある。道徳上の罪と形而上の罪とは個々人の内面からの弾劾として個々人が自発的に引き受ける性質のものであると考えている。たとえ自分の手は直接汚れていないにせよ、被治者たる国民としても外的、内的に引き受けるべき罪と責任とはあるのだということが確認されなければならないし、さらにはそれが各個人において、どのような形で引き受けられるかが課題となる。

以上のように、日本「国家」、日本「国民」が責任主体であることは明瞭であるが、他方、日本「民族」を戦争責任の引き受け主体として指定することが妥当か否かということになるとかなりのとまどいと困難さを禁じえない。自分のことを日本民族として自己規定した経験がまったくないからではあるが、他方、「アジア諸国・諸民族に対する責任」という言い方をすれば、それに対応する責任の引き受け手は日本国・日本民族となるという論理的関係も無視しえないと思われる。戦争責任を論じた文章の中に、「日本人あるいは日本民族の他民族に対する責任」とか「加害民族としての反省」といった表現は多々見られるところでもある。しかしまた民族ということばが用心深く避けられている場合も少なくない。たとえば、「アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会」の訴えは「私たち日本の民衆<sup>27)</sup>」ということばを使っている。

ヤスパースは、民族全体・全一体としての民族 (Ein Volk als Ganzes) というものは存在しないし、一つの民族に対して集団的な罪を認める世論は「ユダヤ人！」と言うのと同じだとする。「民族を一個の範疇と見て範疇的な判断を下すのは、どんな場合にも不公正なことである。民族を誤って一個の実体と見ることが、その前提になっている。その結果は個人としての人間の尊厳を奪うことになる<sup>28)</sup>」。ドイツ人、ユダヤ人、日本人というのは一つの「類型」にすぎないのであって、それを個々人にあてはめて裁断してはいけないという。このことは理解しやすい。多様な個々人の存在こそが現実であるから。また、民族ということばは、歴史的な運命共同体、言語共同体、文化共同体といった「所詮は政治以前の所与にすぎないもの」を表象しており、「政治以前の所与<sup>29)</sup>」であるが故に、政治によって作り直すことができない運命的拘束力をもったことばであるから、あえてそのようなものに依拠しなければならない理由はないと言わなければならない。さらには、あの侵略戦争の泥沼に落ちこんでいった日本近代ナショナリズムの根本的再吟味なしには、日本民族ということばは排外的でファナティックな情念と通底せざるをえない。このような意味から所与としての日本民族を責任主体として押し出すことには問題が多い<sup>30)</sup>。ヤスパースが民族と個人との関係について述べていることは示唆に富む。

「歴史的な反省を通じての民族としての自己照破と、個人の人格的な自己照破とは、別物のように考えられる。けれども前者は後者を経て初めて行なわれるものである。個人が互いに精神的交流を通じて行なうところのものは、それが真実であれば、多数者の全般的な意識となることができ、そうなればそれが民族の自己意識と見なされるようになる。ここにおいてもわれわれは虚構を用いて物事を考える集団的な考え方に反対する。すべて現実的な変化は個人個人を通して行なわれ、個人のうちに、多数の個人の上に現われる<sup>31)</sup>。」

ヴァイツゼッカーもまた「一民族全体に罪がある、もしくは無実である、というようなことはありません。罪どいい無実どいい、集団的ではなく個人的なものであります<sup>32)</sup>」と言っている。

結局、日本（人）の戦争責任は、個人としての日本人ひとりひとりにおいて引き受けら

れなければならない。日本人ということばも当然民族的規定性を負っているけれども、ヤスパースのいう集団的虚構性は免れている。ただし、「あなた方日本人は……」と問われたとき、一人ひとりの日本人が、それを「私たちは」と受けるか、それとも「かれらは」と受けるかは別であるが、「私は」と受けるとしても、その「私」は日本人であるには違いない。ヤスパースが「われわれドイツ人が、いや一人ひとりのドイツ人が例外なしに、何らかの罪をもつことは疑いの余地がない<sup>33)</sup>」と言うように、一人ひとりの日本人に侵略戦争と植民地支配の罪と責任が負わされていることはまちがいない。

## 六 「戦後生まれの戦争責任」という問題

では、一人ひとりの日本人にアジアに対する戦争責任があるとすれば、今の国民の過半数に達している「戦後生まれの戦争責任」という問題はいかに考えられるべきであろうか。平和講座の学生達も、戦後生まれを理由とする戦争責任否定論を主張していたし、一般的に言って、多くの戦後世代が自分たちに戦争責任があるなどとは信じていないであろう。ともかくなら直接には関与していないのだから、その意味では過去の事実に対して責任があると断言できないことは事実である。

しかし単純なことだが、私たちが生きている現在は過去との連続線上にあり、前述したように、戦後日本のアジアに対する侵略と植民地支配の罪が未済・未清算であることも事実である。現在の「繁栄」もその犠牲の上に築かれている。そのような現在がはらむ陰惨な問題性に気がつけば、程度の差はあれ、戦後世代であってもそこに倫理的「重圧」を覚えるであろうし、この問題に対する「自分の構え」を問わずにすますことはむずかしいであろう。また戦後世代であるが故に「どこから」が分からなくて、一体どうして「どこへ」が分かるか自問せざるをえないということである<sup>34)</sup>。そうであれば、戦後生まれだから戦争責任はないと明るく簡単に否定し去ることができないことも容易に理解しうる。

したがって、少なくとも、現在の戦争責任未解消の事実とその上にある「繁栄」の背景の認識は不可欠である。その意味では最低限、「その時生まれていなかったということは、過去の戦争に対する責任を解除するはずだが、過去の戦争とその結果の現在における意味を理解しないことの責任までも解除はしない<sup>35)</sup>」とはいえる。

このことは、あのヴァイツェッカー演説の中でもきわめて印象深く述べられている。ヴァイツェッカーは、ナチスの犯罪とその罪責は、戦後生まれにとっても先人たちの残した「遺産」であり、「罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされているのであります」「若い人たちにかつて起ったことの責任はありません。しかし（その後の）「歴史のなかでそうした出来事から生じてきたことに対して責任があります<sup>36)</sup>」、と述べている。この文脈でヴァイツェッカーが強調することは、過去の非人間的行為を「心に刻む」ことによって、将来、そうした過ちに陥らない教訓とするということであって、歴史から学ぶという姿勢の大切さを説いている。

他方、『戦争責任』の著者・家永三郎は、『戦争を知らない世代』にも責任はあるか」という一節を設け、次のように述べている。

「世代を異にしていても、同じ日本人としての連続性の上に生きている以上、自分に先行

する世代の同胞の行為から生じた責任が自動的に相続される「日本国家の機関の地位に就く人々が全員純戦後世代に交代しても、法人としての日本国家の連続性が失われないかぎり、法人としての国家の戦争責任は消滅しないし、国民においても、日本国の主権者として国家の運営に参与する地位にある以上、同じ責任を負わねばならない。国家との関係を離れても、民族としての日本人の一員に属するのであれば、民族の一員として世代を超えた連帯責任から離脱できないと考えるべきである。純戦後世代で自分の関知しない行為であるからということは、戦後責任の問題を解消する理由にならないことを、特に戦後世代の人々に銘記してほしいと考える<sup>37)</sup>。」

この説明の特質は、日本人および日本国家の連続性と民族としての連帯責任とにたった「相続」の論理で戦後生まれの戦争責任が説かれていることである。この点はヴァイツェッカーがナチス犯罪について、それを先人たちの残した「遺産」であるという考え方と一致している。

しかし、私にはたんに「日本人」総体の遺産相続の問題ではないように思える。確かに「日本人」ということばには、日本という国家の一員であり、かつその民族の一員であるという規定性がある。もちろん、この規定性のいずれか一方を欠いている日本人もある。しかし圧倒的多数の日本人は、そういう規定性を主体的に選びとった訳ではないにもかかわらず、また日本人という自己規定のしかたを好むと好まざるとにかかわらず、日本人であることには間違いはない。

しかし、様々な日本人がいる。戦争責任を否定する日本人もあれば、それを引き受けようという日本人もある。個人としての日本人が日本人の立場全体を引き受けなければならない理由はない。日本人は「私」という個人に解体できる。日本人を規定する国家と民族という二つの契機は、その規定性において著しく異なる。

まず、個人としての日本人は、日本という国家の拘束から自由ではありえない。そしてその拘束は、国民の権利や義務として法律によって正当な根拠を与えられている。しかしこの拘束は、それが不満であれば、全部廃止してしまうことも、一部つくり変えることも可能な拘束である。

他方、民族は宿命的ではあるが、なんら個々の日本人を拘束するものではない。民族に対して主体的に対峙し、それをつくり変える可能性が私たちの手中にない以上、民族にこだわることの意味もない。他者からの批難を引き受けて動く余地が民族にはないからである。

他者からの批難を引き受けて行動し償いが可能なのは、「私」という個人としての日本人と、それが国民として主体的に選ぶとることができる国家である。そして、現にある日本国が、侵略戦争を企図し推進した大日本帝国と連続していることは、現行憲法の上諭と第一章に明瞭に示されている。日本国は憲法の条文においても実際においても侵略戦争の罪責を清算してはいないとすれば、その未清算の憲法と政府によってもっぱら一国的豊かさを享受して成人した日本人は、未清算の現実を批判しかつ清算の努力をする政府の確立や政策決定を行なう権利を有しているにもかかわらずその権利行使を行っていないのであるから、戦後生まれであっても責任を免れることはないといえる。今ある政府が清算のための努力をしなければ、努力する政府を樹立しなければならない。それが自覚的で主体的な国民一人ひとりの責務である。多数派形成に至らないとしても、国家を超えて個人とし

て努力することも可能である。その意味では、日本の戦争責任の問題は個々の日本人の人間および国民としての姿勢に帰着する。戦争と植民地支配の数々の犠牲と罪責に個人としてどれほどの理解と共感が深められるか、そしてそのような個人が政治に影響力を行使するほどの多数者の形成につながっていくかがポイントである。すべてを過去や現在の政府や政治家の怠慢に帰して済む問題ではないことは明白である。ここでは、戦争責任の問題は、たんに1945年に終わったあの戦争の過去の罪責の問題ではなく、現在において個々の日本人一人ひとりが引き受け可能なその未済・未清算の問題なのである。

このように言えるのであれば、政治家たちが戦争責任問題に明確な決着をつけずにきて「ここに至って、今の若者に対してかつての日本ならびに日本人の戦争責任の問題を提起する、つまり『孫に対してオジイサンの責任の問題を提起するのは“民族”としての責任の連続性を主張する民族主義の論理にでも立たない限り——そして私は民族主義者ではないのですが——どうしても無理がある<sup>38)</sup>』」という理解には問題があるといえる。民族主義の論理に立たなくとも「戦後生まれの戦争責任」というある種の形容矛盾を含んだ問題は説明可能であることは上述のとおりである。

戦後生まれに直接の戦争責任はない。しかし、具体的な戦争責任を、戦後時間において明らかにされた「人道に対する罪」や植民地支配の諸帰結を含めて、未済のままにしてきた「戦後責任」は負わなければならない。その責任は、一人ひとりの成人した日本人が国民として「不作為の積み重ね<sup>39)</sup>」によって課せられることになった政治的かつ道義的責任である。このような戦後責任が履行されずに残っている精神的基盤が、アジアに対する視線の欠落さらにはアジアに対する蔑視感にあることは言うまでもない。

そして、そのような心情や価値観は、私には天皇制思想と脱亜入欧観に基づくとと思われる。したがって、アジアに対する戦争責任、戦後責任を清算するためには、一人ひとりの日本人がまずこの二つのアジアに対する排外的、侵略的なナショナルな感情と対峙し、自己の内て解体し、さらに社会的に解体していく努力をしなければならない。それが可能になったときこそ、戦後生まれも十五年戦争の戦後における「共犯者」からの離脱をはじめて宣言できるのだといえる。

## 七 アイデンティティをめぐる相克

戦争責任ということばは、確かに「過去を暴き、他人の罪を問うという響き<sup>40)</sup>」がある。しかし、過去の戦争責任と罪責と植民地支配の事後責任とが決済されずに現在に引き継がれている限り、そしてそのことが私たち一人ひとりの不作為の積み重ねとしてある限り、戦争責任問題は、たんなる過去の問題ではなく現在の、そして他人の問題ではなく自分の問題である。

かつては戦争犯罪を短絡的に道徳化して性急に断罪するということがあったかもしれない。しかし戦争責任を戦後責任として引き受けることは、そのこととは無縁であるばかりか、個人において道徳的にも政治的にも正当かつ必要不可欠な作業なのである。

個人としては、「自己の罪を感じ、したがってみずから責めを負うべきことを意識することこそ政治的自由を実現しようとする内面的変革のはじまりである」からであり、国民としては、「国民がみずから責めを負うべきことを意識するのは、かれらの政治的自由の目醒

めを告げる最初の微候である<sup>41)</sup>」からである。また「『昨日』邪悪な支配者を迎えたことについて簡単に免責された国民からは『明日』の邪悪な支配に対する積極的な抵抗意識は容易に期待されない<sup>42)</sup>」からである。

したがって戦争責任問題は、近代史のなかであまりにも完璧に上からのナショナリティに組み込まれ、国家と民族に奉仕すべき歯車とされた個人が、戦争の単位としての国家と民族について反省し<sup>43)</sup>、それから政治的・道徳的に自立した主体となるためのひとつの「思想のルール」なのである。

また、国家と民族の連続性を体現する視覚的な存在として天皇が考案され、この天皇制の思想(国体論<sup>44)</sup>)が上からナショナリティ注入の理論的機軸となり、かくて国民のなかに天皇への臣民的服従感情を基盤にして自民族の優越感と他民族への蔑視感また国家と民族への個人的犠牲心が抜きがたく涵養されたのであるから、自立した政治的、道徳的主体の形成のルールは天皇制からの脱却に対しても向けられることになる。

戦争責任問題は、個人と集団(イエ、ムラ)と民族・国家が連続的につながる「同心円思想<sup>45)</sup>」のあらゆる問題点を私たちに提起している。そのことの認識と、それからの自立・自己解放にこそ政治的・道徳的主体確立の出発点がある。

戦後日本は、一応は、憲法典に民主主義と平和主義を定礎したが、未だ、新たな自立した政治主体の形成も、新たな政治の方向性を指し示す国民的座標軸も不在のまま、米ソ対立という世界戦略をにらんで推進された外部権力主導の憲法制定であったがゆえに、民主主義は自由と平等に対抗する旧原理を継承した象徴天皇制を許容する不徹底なものとなり、また非武装平和主義も未だ一度も実現されたことがないという憲法状況となった。

民主主義と平和主義の意味を、それ本来の普遍的 content と個別戦後日本の歴史的使命とにおいて的確に自覚せしめる座標軸としての戦後日本の「思想の私的な根」は、ようやく戦後史も最近になって獲得され始めた。したがって、この観点からの憲法の読み直しや理念の再構成・深化の作業が必要不可欠の仕事となっている。その仕事は一人ひとりの主体的個人によって下から民主主義と平和主義を鍛え生かそうとする仕事である。

ところが、これと対抗するように登場してきたのがナショナル・アイデンティティ論である。ナショナル・アイデンティティ論は、ともに過去に対する負債を背負った日本と西ドイツにおいてかまびすしい<sup>46)</sup>。したがって、そこには、戦争責任論や罪責論から逃避して新たな国家的統合をはかろうとする意図が見えている。少なくともドイツでは、ナチズムの犯罪とどうやって向き合っていくのかという歴史意識の問題が論争的課題となっているのに対して、日本では、1945年の意味、すなわち戦前と戦後の歴史断絶の意味を意図的に閉却した空疎な日本文化論への土俵の移し替えが行なわれている。

戦争責任と罪責を個人において引き受け、そのことによって、国家と民族から自立し、そこに還元されない主体的個人を形成し、そこから人間および市民としての社会的連帯と国境を超えた連帯を展望しようとする立場に対して、昨今のナショナル・アイデンティティ論は、人類社会を展望する普遍性を欠き歴史の教訓に学ばない不当に国家主義的、民族主義的論調に色どられている<sup>47)</sup>。

私たちに戦争責任の倫理的重圧と政治的責務がある限り、明るくパセティックなナショナル・アイデンティティ論は受け入れがたい。強いて言えば、一人の日本人として戦争責任の問題と格闘するところにしか私たちのナショナル・アイデンティティの契機は存在し

ない。「日本人」というある種の閉鎖性、排他性をもつ自己規定をするのも、それが避けて通れない現実があるからにすぎない。戦争責任の未済、戦争責任の現存という現実生き、それを克服する過程のなかではじめて、私たちはボーダーレスの時代にふさわしい「人間」や「人類」にも自己のアイデンティティを求める「マルチ・アイデンティティ<sup>48)</sup>」を構想し獲得しうる途を歩き始めることができるのだといえよう。

#### 注)

- 1) 舟越耿一「『多数者の専制』と民主主義」長崎大学教育学部社会科学論叢第42号、1991年3月。
- 2) 鶴見俊輔「根もとからの民主主義」1960年（『日常的思想の可能性』筑摩書房、1967年、279頁）。
- 3) 本稿の立場は次のようなウォリン (Sheldon S. Wolin) のデモクラシー論と共鳴する。「ウォリンは、デモクラシーの存在論的基盤を民衆の日常生活と民衆主体の政治参加に見据えている点できわめてオーソドックスな視点を堅持していると言ってよいであろう。……彼にとってデモクラシーとは、民衆相互の協働、連帯、参加を通じていわば『下から』民衆の権力を構成し、もって公的世界の形成の足掛かりとし、その民衆の権力を維持していく試みにほかならない。」千葉真「現代国家と正統性の危機——S. S. ウォリンのデモクラシー論——」思想1989年10月、48頁。
- 4) C. ダグラス・ラミス／加地永都子ほか訳「ラディカルな民主主義」1983年（『ラディカルな日本国憲法』晶文社、1987年、40頁）。
- 5) 同上、44頁。
- 6) 鶴見俊輔、前掲書、273頁。
- 7) Margarete Mitscherlich, Erinnerungsbild: Zur Psychoanalyse der Unfähigkeit zu trauern, 1987, Fischer, S. 13, 山下公子訳『過去を抹殺する社会——ナチズムの深層心理』新曜社、1989年、1頁。
- 8) ジョルダノは、ドイツ人が1945年の後になってヒトラー治下の罪を心理的に抑圧し、否定したことを「第二の罪」とよんでいる。Ralph Giordano, Die zweite Schuld oder Von der Last Deutscher zu sein, 1987, Rasch und Röhring, S. 11, 永井・片岡・中島訳『第二の罪——ドイツ人であることの重荷』白水社、1990年、9頁。
- 9) アジア民衆法廷準備会編『海外紙誌に見る天皇報道』I, II, III, 凱風社、1988、89年、朝日新聞社編『海外報道にみる昭和天皇』朝日新聞社、1989年。
- 10) くわしくは永井清彦「西ドイツの『過去の克服』と補償のあり方」法律時報1989年9月、参照。
- 11) 家永三郎『戦争責任』岩波書店、1985年、29頁以下参照。
- 12) 丸山真男「戦争責任論の盲点」1956年（『戦中と戦後の間、1936—1957』みすず書房、1976年、601頁）。
- 13) 大沼保昭「東京裁判・戦争責任・戦後責任」1984年（『東京裁判から戦後責任の思想へ』有信堂、1985年、166頁、参照）。
- 14) 幼方直吉「東京裁判をめぐる諸論点——『人道に対する罪』と時効——」思想1984年5月。
- 15) 東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年、参照。
- 16) 同上、214頁、参照。
- 17) 佐藤健生「西ドイツにおける『過去の克服』問題——戦争責任・戦後責任・そして今——」歴史評論460号、1988年8月、清水・芝野・松本「西ドイツにおける『ナチズム後』の政治と歴史意識」藤原・荒井編『現代史における戦争責任』青木書店、1990年、参照。
- 18) 幼方直吉、前掲論文、110頁。
- 19) 田中 宏「日本の旧植民地出身者と戦後補償」1989年（『虚妄の国際国家・日本——アジアの視点から』風媒社、1990年、『東京裁判ハンドブック』167頁以下、また、民族差別と闘う連絡協議会『在日



- 韓国・朝鮮人の補償・人権法——在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして』新幹社, 1989年, 参照。
- 20) 伊 健次「孤絶の歴史意識」思想1989年, 22頁。
- 21) 家永三郎, 前掲書, 280頁以下, 高橋彦博『民衆の側の戦争責任』青木書店, 1989年, 参照。
- 22) 大沼保昭『戦争責任論序説——『平和に対する罪』の形成過程におけるイデオロギー性と拘束性』東大出版会, 1975年, 14頁以下参照。
- 23) 加藤典洋「戦後再見——天皇・原爆・無条件降伏」文芸23号, 1984年, 147頁。
- 24) 丸山真男, 前掲書, 598頁。
- 25) Karl Jaspers, Die Schuldfrage: Zur politischen Haftung Deutschlands, 1946, Neuauflage 1987, Piper, S. 29ff. 橋本文夫訳『責罪論』理想社, 1965年, 64頁以下, 参照。
- 26) Ibid., S. 40, 橋本訳85頁。
- 27) アジア民衆法廷準備会編『時効なき戦争責任』緑風出版, 1990年, 7頁以下参照。
- 28) Jaspers, ibid., S. 25, 橋本訳56頁。
- 29) ユルゲン・ハーバマス／三島憲一訳「ドイツ・マルク・ナショナリズム」思想1990年7月, 61頁。
- 30) 関 曠野「民族の形成へ向かうために——軍隊の論理から友愛の論理へ」世界1990年8月は, 日本人はまだ「市民化の所産としての民族形成」をなしていないとする。関は「人民および市民としての民族」という理念と「人種主義, 国家主義, 自民族中心主義, 排外主義, 好戦的愛国主義, たんなる愛国心, 偏狭な地方根性, 外国人嫌いといったもの」とは厳しく区別されねばならないという。82頁。
- 31) Jaspers, ibid., S. 70. 橋本訳144頁。
- 32) 『ヴァイツゼッカー大統領演説全文 荒れ野の40年』岩波ブックレット, 1986年, 15頁。
- 33) Jaspers, ibid., S. 49. 橋本訳103頁。
- 34) 井上達夫「言論, 戦争, そして責任」季刊アスティオン第13号, 1989年, 参照。
- 35) 加藤周一「化けて出てくれ」朝日新聞, 1987年8月17日。
- 36) 『荒れ野の40年』16, 35頁。これに対して, 1984年1月にイスラエルを訪問したコール首相が使った「あとから生まれた者の恩恵」ということばが問題にされ続けている。
- 37) 家永三郎, 前掲書, 309—310頁。これに対する批判として, 高橋彦博・前掲書, 59頁以下参照。これらを検討して, 岡部牧夫「戦争責任と国民文化」世界1990年8月は, 戦後45年間の国民の「道義的な事後責任」として戦後生まれの責任を論証している。
- 38) 山口 定「私が言ったこと, 言いたかったこと」日本平和学会ニューズレター第6巻第5号, 1986年4月, 5頁。
- 39) 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』188頁。
- 40) 注7) 書, 山下公子の「訳者あとがき」, 235頁。
- 41) Jaspers, ibid., S. 52. 橋本訳, 109—110頁。
- 42) 丸山真男, 前掲書, 598頁。
- 43) 自己の戦争協力への反省から徹底した国家批判に到達したものとして大熊信行がある。『国家悪——人類に未来はあるか』論創社, 1981年, 参照。大熊の思想の難点については, 菅 孝行「戦争責任論——作為的落丁の歴史と現在」現代の眼, 1977年12月, また国家論研究第15号1978年は大熊信行特集号。
- 44) 長尾龍一「法思想における『国体論』」1979年(『日本国家思想史研究』創文社, 1982年, 5頁以下)参照。
- 45) 作田啓一「共同態と主体性」古田・作田・生松編『近代日本社会思想史 II』有斐閣, 1951年, 383頁。
- 46) 西ドイツについては, 大石紀一郎「西ドイツにおける政治文化と歴史意識の現在——『歴史家論争』

の問題と背景——」東大教養部教養学科紀要第20号，1987年，清水・芝野・松本，前掲論文，ハーバママス（三島訳）前掲論文を参照。日本については，1985年7月27日の中曽根首相の「軽井沢講演」朝日ジャーナル1985年12月27日，19頁以下，矢野 暢『国際化の意味——いま『国家』を超えて』日本放送出版協会，1986年，などを参照。また，「学会動向 西ドイツにおける政治と精神の風土——ドイツ現代史学会から——」西洋史学1987年，山口 定「日本・ドイツ・イタリアの戦後」日高六郎編『世界のいまを考える』筑摩書房，1989年，35頁以下，参照。

- 47) 戦後の日本と日本人におけるアイデンティティの喪失という問題についての以下の“対論”は，問題の所在を的確に示していて興味深い。吉田 満『戦後日本に欠落したもの』1978年（『戦中派の死生観』文春文庫，1984年），吉田 満と鶴見俊輔の対談「『戦後』が失ったもの」1978年（鶴見俊輔対話集『戦争体験』ミネルヴァ書房，1980年），粕谷一希「戦後史の争点について——鶴見俊輔氏への手紙」1978年（同上），鶴見「戦後の次の時代が見失ったもの——粕谷一希氏に答える」1979年（同上），鶴見「『鎖国』をめぐる——ある知識人の精神史」（鶴見『戦後思想三話』ミネルヴァ書房，1981年）。
- 48) 坂本義和・大江健三郎「対談・過去と未来を考える——地球的アイデンティティの構築を」世界1991年1月，49頁。